

「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション支援」に関する取組一覧(実績)

条例	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
第7条（学校等の設置者の取組）					
<ul style="list-style-type: none"> 手話言語の普及のための学習の機会を提供するよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 豊学校では、意思疎通に係る内容を自立活動の授業等で取り扱う。 	<ul style="list-style-type: none"> 豊学校では、意思疎通やコミュニケーション手段に係る内容を自立活動等の授業で取り扱う。 	<ul style="list-style-type: none"> 各豊学校で、幼児児童生徒の実態に応じた自立活動を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 各豊学校で、幼児児童生徒の実態に応じた自立活動を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 豊学校では、早期の段階から保護者も含め、豊幼児への意思疎通やコミュニケーション手段に係る内容を学校生活全般において取り扱った。
<ul style="list-style-type: none"> 教職員の障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する知識及び技能の向上のための研修を行うよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 各特別支援学校で、コミュニケーション手段に関するものも含んだ、校内教員研修を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 各特別支援学校で、コミュニケーション手段に関するものも含んだ、校内教員研修を実施しており、そのうち夏季休業中の校内研修については、県内の幼稚園、小中学校、高等学校及び他の特別支援学校へ広く案内を配付し、教職員の研修機会の拡充に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 夏季休業中に豊学校で障害特性に関する研修を開催し、小中学校、高等学校の教職員が参加した。 	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校、高等学校の教職員に対し、難聴体験を通して子供の聞こえを実感することにより、聞こえに応じた適切なコミュニケーションの指導力向上を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症対策のため、特別支援学校で実施する夏季休業中の校内研修への小中学校、高等学校の教職員の参加については中止した。
<ul style="list-style-type: none"> 保護者からの学校等における障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用に関する相談に的確に応ずるよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者からの相談があれば、必要に応じて合理的配慮の提供等の助言を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者からの相談があれば、必要に応じて合理的配慮及びコミュニケーション手段についての助言等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて助言等を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者からの相談があれば、必要に応じて助言等を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者からの相談があれば、必要に応じて合理的配慮及びコミュニケーション手段についての助言等を行った。
第8条（施策の総合的かつ計画的な推進等）					
<ul style="list-style-type: none"> 手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する施策についての基本的な方針を定める。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者計画において、意思疎通手段について学ぶ機会の確保や情報発信、コミュニケーション環境の充実を図ることを記載している。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者計画に記載する事項を検討 	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年10月に発表した「あいち健康福祉ビジョン2020別冊（愛知県障害者計画追補版）」に記載 	<ul style="list-style-type: none"> 次期障害者計画の策定に向けた基礎調査を実施（令和元年10月11日から11月22日まで） 	<ul style="list-style-type: none"> 基礎調査の結果を踏まえ障害者計画と障害福祉計画（障害児福祉計画）の両計画を一体的にした「あいち障害者福祉プラン2021-2026」を策定した。
<ul style="list-style-type: none"> 手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定める。 		<ul style="list-style-type: none"> 障害者計画に記載する事項を検討 	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年10月に発表した「あいち健康福祉ビジョン2020別冊（愛知県障害者計画追補版）」に記載 	<ul style="list-style-type: none"> 次期障害者計画の策定に向けた基礎調査を実施（令和元年10月11日から11月22日まで） 	<ul style="list-style-type: none"> 基礎調査の結果を踏まえ障害者計画と障害福祉計画（障害児福祉計画）の両計画を一体的にした「あいち障害者福祉プラン2021-2026」を策定した。
<ul style="list-style-type: none"> 施策を推進するために必要な専門的事項について、愛知県障害者施策審議会の意見を聴く。 	<ul style="list-style-type: none"> 愛知県障害者施策審議会に専門部会を設置。（平成29年1月24日開催） 	<ul style="list-style-type: none"> 7月11日、9月26日、11月28日に部会を開催 	<ul style="list-style-type: none"> 部会の開催（7月2日、9月13日、11月22日） 	<ul style="list-style-type: none"> 専門部会の開催（7月17日、11月22日、1月28日） 	<ul style="list-style-type: none"> 専門部会の開催（9月16日、10月30日、11月27日）
第9条（啓発及び学習の機会の確保）					
<ul style="list-style-type: none"> 県は、県民が手話言語の普及の重要性に対する理解を深めることができるよう、手話言語の普及に関する啓発を行うよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> リーフレット等作成 対象：一般 制作数：リーフレット10万部 ポスター8千枚 配付先：市町村、小中学校、障害者団体、社会福祉協議会等 シンポジウムの開催 名古屋市及び豊田市で29年2月に開催 参加者：名古屋市 220名 豊田市 240名 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども向け普及啓発ワークシート作成 対象：子ども（児童・生徒）、 制作数：50万部 配付先：小学校（児童1人1枚）、中学校、高校、特別支援学校、図書館、生涯学習センター、市町村等 条例PRイベントの開催 ALSを知ろう、盲ろう体験、あんま体験、全盲の歌姫若渚さんと豊田大谷高等学校のコロナポスター、視覚障害者向けスマホ講座 企業・団体等への手話講師派遣（17回） 〔愛知県聴覚障害者協会委託〕 企業、学校、クリニック等 ※ 豊田大谷高校での講師派遣の成果を条例PRイベントで発表 障害福祉課で職員向けに手話講座開催（週2回朝礼時） 	<ul style="list-style-type: none"> リーフレット作成 対象：中小企業等 制作数：3万部 配付先：企業、商工会、商工会議所市役所、社協等 「情報のユニバーサルデザイン普及セミナー」開催（視覚障害、難聴・中途失聴、盲ろうへの理解促進） 対象：一般 障害者計画別冊配布 制作数：2千部 企業・団体等への手話講師等派遣（22回）〔愛知県聴覚障害者協会委託〕 行政、企業、学校、クリニック等 障害福祉課で職員向けに手話講座開催（週2回朝礼時） 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所コミュニケーションセミナー開催（2月） 対象：市町村防災担当職員・福祉担当職員 企業・団体等への手話講師等派遣（26回）〔愛知県聴覚障害者協会委託〕 行政、企業、学校、クリニック等 障害福祉課で職員向けに手話講座開催（週2回朝礼時） 	<ul style="list-style-type: none"> コミュニケーション支援アプリの開発・普及【新規】 ダウンロード数：2,521（2021年6月30日現在） 市町村防災担当課長会議でのコミュニケーション支援アプリ紹介（2月）【新規】 コミュニケーション支援アプリ普及動画の配信（3月）【新規】 コミュニケーション支援アプリ紹介チラシの配布（3月）【新規】 対象：一般等 制作数：7万部 配付先：市町村、特別支援学校、障害者団体、防災関係団体、社会福祉協議会等 企業・団体等への手話講師等派遣（22回）〔愛知県聴覚障害者協会委託〕 行政、企業、団体等 障害福祉課で職員向けに手話講座開催（週2回朝礼時）
<ul style="list-style-type: none"> 県は、市町村及び関係団体と協力して、障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する啓発及び学習の機会を確保するよう努める。 		<ul style="list-style-type: none"> 市町村設置手話通訳者会議の開催（6月26日）〔県内市町村〕 県庁職員向け手話講座・ポッチャ体験（8月1日）〔障害者団体、ポッチャ協会〕 あいちアールブリュット展を通じた、知的、発達障害等への理解促進（9月）〔障害者団体〕 発達障害講座、筆談講座の開催（企業向け）（9月）〔愛知労働局、障害者団体〕 「文字で伝えよう」福祉実践教室の実施（小学校58校ほか120件）〔障害者団体〕 「視覚情報のユニバーサルデザインガイドブック」の作成（平成30年2月） 対象：行政機関、民間事業者 制作数：2,000部 配付先：庁内各課室、市町村、民間事業者 カラーユニバーサルデザイン普及セミナーの開催（平成30年2月） 対象：市町村職員、民間事業者 回数：2回（名古屋市、岡崎市） 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村設置手話通訳者会議の開催（7月5日）〔県内市町村〕 県庁職員向け筆談講習会（10月～12月）〔障害者団体〕 あいちアールブリュット展を通じた、知的、発達障害等への理解促進（9月）〔障害者団体〕 手話講座の開催（企業向け）（9月）〔愛知労働局、障害者団体〕 「文字で伝えよう」福祉実践教室の実施（小学校58校ほか120件）〔障害者団体〕 カラーユニバーサルデザイン普及セミナーの開催（平成31年2月）再掲 対象：民間事業者 回数：1回（名古屋市） 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村設置手話通訳者会議の開催（9月24日）〔県内市町村〕 県職員向け手話講習会（4回） 県職員向け筆談講習会（4回） あいちアールブリュット展を通じた、知的、発達障害等への理解促進（9月）〔障害者団体〕 手話講座の開催（企業向け）（9月）〔愛知労働局、障害者団体〕 福祉実践教室の実施（小・中・高等学校等 計1,160校）〔障害者団体〕 カラーユニバーサルデザイン普及キャラバン隊事業（出前講座）の実施 回数：5回 参加者：77名（県内小中学校教諭等） 車いす及び視覚障害疑似体験研修会の開催 開催：6月5日 対象：障害福祉課職員（福祉局長、福祉部長参加） 回数：1回 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村設置手話通訳者会議の開催〔県内市町村〕（新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面開催） 県職員向け手話講習会（4回） 県職員向け筆談講習会（4回） あいちアールブリュット展を通じた、知的、発達障害等への理解促進（9月）〔障害者団体〕 福祉実践教室の実施（小・中・高等学校等 計720校）〔障害者団体〕 カラーユニバーサルデザイン普及キャラバン隊事業（出前講座）の開催（新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止）

「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション支援」に関する取組一覧(実績)

条例	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
第10条 (人材の養成等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、意思疎通を支援する者が確保されるよう、市町村及び関係団体と協力して、支援者の養成等行うよう努める。 ・ コミュニケーション支援者の養成・派遣等を実施 <ul style="list-style-type: none"> ○ 手話通訳者の養成 (県、2市) <ul style="list-style-type: none"> 養成研修修了者数 27人 平成29年4月1日現在 187人登録 ○ 手話奉仕員の養成 (44市町村) ○ 要約筆記者の養成 (県、2市) <ul style="list-style-type: none"> 養成研修修了者数 12人 平成29年4月1日現在 70人登録 ○ 盲ろう者向け通訳・介助員養成 (県、1市) <ul style="list-style-type: none"> 養成研修修了者数 9人 平成29年4月1日現在 115人登録 ○ 点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成 (5市) ○ 手話通訳者の派遣 (県・54市町村) ○ 行政機関への手話通訳者の配置 (34市町) ○ 要約筆記者の派遣 (県、47市町村) ○ 盲ろう者向け通訳・介助員派遣 (県、1市) ○ 日常生活用具給付等事業 (54市町村) ○ 補装具費支給制度 (54市町村) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニケーション支援者の養成・派遣等を実施 <ul style="list-style-type: none"> ○ 手話通訳者の養成 (県、2市) <ul style="list-style-type: none"> 養成研修修了者 18人 平成30年4月1日現在 178人登録 ○ 手話奉仕員の養成 (43市町村) ○ 要約筆記者の養成 (県、2市) <ul style="list-style-type: none"> 養成研修修了者 29人 平成30年4月1日現在 67人登録 ○ 盲ろう者向け通訳・介助員養成 (県、1市) <ul style="list-style-type: none"> 養成研修修了者 19人 平成30年4月1日現在 118人登録 ○ 点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成 (5市) ○ 手話通訳者の派遣 (県、44市町村) ○ 行政機関への手話通訳者の配置 (県、37市町村) ※平成29年度から県に設置 ○ 要約筆記者の派遣 (県、22市町村) ○ 盲ろう者向け通訳・介助員派遣 (県、1市) ○ 日常生活用具給付等事業 (54市町村) ○ 補装具費支給制度 (54市町村) ○ 軽度・中等度難聴児支援事業費補助金 	<ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニケーション支援者の養成・派遣等を実施 <ul style="list-style-type: none"> ○ 手話通訳者の養成 (県、3市) <ul style="list-style-type: none"> 養成研修修了者 26人 平成31年4月1日現在 181人登録 ○ 手話奉仕員の養成 (49市町村) ○ 要約筆記者の養成 (県、1市) <ul style="list-style-type: none"> 養成研修修了者 12人 平成31年4月1日現在 58人登録 ○ 盲ろう者向け通訳・介助員養成 <ul style="list-style-type: none"> 養成研修修了者 5人 平成31年4月1日現在 117人登録 ○ 失語症者向け支援員養成 ○ 行政機関への手話通訳者の配置 (県、37市町村) ○ 点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成 (10市) ○ 手話通訳者の派遣 (県、52市町村) ○ 行政機関への手話通訳者の配置 (県、37市町村) ○ 要約筆記者の派遣 (県、49市町村) ○ 盲ろう者向け通訳・介助員派遣 (県、1市) ○ 日常生活用具給付等事業 (54市町村) ○ 補装具費支給制度 (54市町村) ○ 軽度・中等度難聴児支援事業費補助金 ○ 頸肩腕障害検診の実施 (46人) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニケーション支援者の養成・派遣等を実施 <ul style="list-style-type: none"> ○ 手話通訳者の養成 (県、3市) <ul style="list-style-type: none"> 養成研修修了者 24人 令和2年4月1日現在 177人登録 ○ 手話奉仕員の養成 (50市町村) ○ 要約筆記者の養成 (県、1市) <ul style="list-style-type: none"> 養成研修修了者12人 令和2年4月1日現在 56人登録 ○ 盲ろう者向け通訳・介助員養成 <ul style="list-style-type: none"> 養成研修修了者10人 令和2年4月1日現在 124人登録 ○ 失語症者向け支援員養成 <ul style="list-style-type: none"> 令和2年4月1日現在 33人登録 ○ 点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成 (11市) ○ 手話通訳者の派遣 (県、53市町村) ○ 行政機関への手話通訳者の配置 (県、38市町村) ○ 要約筆記者の派遣 (県、51市町村) ○ 盲ろう者向け通訳・介助員派遣 (県、1市) ○ 日常生活用具給付等事業 (54市町村) ○ 補装具費支給制度 (54市町村) ○ 軽度・中等度難聴児支援事業費補助金 ○ 頸肩腕障害検診の実施 (33人) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニケーション支援者の養成・派遣等を実施 <ul style="list-style-type: none"> ○ 手話通訳者の養成 <ul style="list-style-type: none"> 養成研修修了者 18人 令和3年4月1日現在 186人登録 ○ 手話奉仕員の養成 (23市町) ○ 要約筆記者の養成 (県、1市) <ul style="list-style-type: none"> 養成研修修了者 0人 (新型コロナウイルス感染症の影響(受講者辞退)により中止) 令和3年4月1日現在 50人登録 ○ 盲ろう者向け通訳・介助員養成 <ul style="list-style-type: none"> 養成研修修了者 17人 令和3年4月1日現在 129人登録 ○ 点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成 (7市) ○ 失語症者向け支援員の養成 <ul style="list-style-type: none"> 養成研修修了者 13人 令和3年4月1日現在 47人登録 ○ 手話通訳者の派遣 (県、54市町村) ○ 行政機関への手話通訳者の配置 (県、39市町村) ○ 要約筆記者の派遣 (県、51市町村) ○ 盲ろう者向け通訳・介助員派遣 (県、1市) ○ 日常生活用具給付等事業 (54市町村) ○ 補装具費支給制度 (54市町村) ○ 軽度・中等度難聴児支援事業費補助金 ○ 頸肩腕障害検診の実施 (54人)
第11条 (情報の発信等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、県政に関する情報を取得することができるよう、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用して情報発信に努める。 ・ 広報あいちの音声コード版の発行 ・ 点字広報、声の広報の発行 (年6回) ・ 広報番組での手話通訳の配置 (3番組) ・ 広報番組での字幕放送 (2番組) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報あいちの音声コード版の発行 ・ 点字広報、声の広報の発行 (年6回) ・ 広報番組での手話通訳の配置 (3番組) ・ 広報番組での字幕放送 (2番組) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報あいちの音声コード版の発行 ・ 点字広報、声の広報の発行 (年6回) ・ 広報番組での手話通訳の配置 (3番組) ・ 広報番組での字幕放送 (2番組) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般相談窓口設置時のFAX及びメール対応について ・ 一般相談窓口設置時のFAX及びメール対応について ・ 依頼文書を全庁あて発信 ・ 広報あいちの音声コード版の発行 ・ 点字広報、声の広報の発行 (年6回) ・ 広報番組での手話通訳の配置 (3番組) ・ 広報番組での字幕放送 (2番組) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナワクチン接種に係る障害者への相談体制の確保、情報周知、接種時等における合理的配慮の提供について ・ 依頼文書を市町村あて発信【新規】 ・ 知事記者会見への手話通訳者の配置【新規】 ・ 広報あいちの音声コード版の発行 ・ 点字広報、声の広報の発行 (年6回) ・ 広報番組での手話通訳の配置 (3番組) ・ 広報番組での字幕放送 (2番組)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、災害その他非常の事態の場合において必要な情報を取得することができるよう、市町村その他関係機関と連携して、障害者の家族及び支援者の協力を得つつ、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制の整備に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアルに、要配慮者の特性と配慮事項を記載。 〔視覚障害者〕 ・ 視覚による情報収集、状況判断、単独での迅速な避難行動が困難。→音声による情報伝達等、情報伝達方法に配慮が必要、避難支援者が必要、避難所におけるバリアフリーの確保が必要、盲導犬に関する配慮も必要。 〔聴覚平衡障害音声・言語障害者〕 ・ 音声による情報取得、状況判断、音声言語で状況を伝えることが困難。→視覚による情報伝達等、情報伝達方法に配慮が必要。 〔盲ろう者〕 ・ 目と耳の両方に障害がある方は、情報収集、状況判断が非常に困難。単独での迅速な避難行動が非常に困難→盲ろう者には、全盲ろう、全盲難聴、弱視ろう、弱視難聴など見え方や聞こえ方の程度によって、コミュニケーション方法は様々、目と耳のどちらが先に見える(聞こえにくく)になったか、その時期、それまでに受けてきた教育などによって異なるため、情報伝達方法に配慮が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康福祉部、防災局、当事者との意見交換会の開催 (9月1日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時のあいち聴覚障害者センターとの協力連携について意見交換 (5月15日) ・ あいち聴覚障害者センターと各市町村との災害時の協定締結に向けた通知の発信 (11月26日) ・ 総合防災訓練への聴覚障害者団体の参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合防災訓練への聴覚障害者団体の参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症に係る聴覚障害者用のFAX相談様式を県ホームページへ掲載【新規】 ・ 避難所において活用できるコミュニケーション支援アプリの開発・普及【新規】 ・ 新型コロナウイルス感染症の発生時等に対応するため、遠隔手話サービスを導入(センター用タブレット1台、利用者用タブレット17台)【新規】 ・ 総合防災訓練への聴覚障害者団体の参加(新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止)

「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション支援」に関する取組一覧(実績)

条例	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
第12条（事業者に対する協力）					
<p>・県は、事業者が行う活動を支援するため、団体と協力して、必要な情報の提供に努める。</p>		<p>・企業・団体等への手話講師派遣（再掲） 〔愛知県聴覚障害者協会委託〕 企業、学校、クリニック等 ※ 豊田大谷高校での講師派遣の成果を条例PRイベント（3月）で発表</p>	<p>・企業・団体等への手話講師等派遣（再掲） 〔愛知県聴覚障害者協会委託〕 行政、企業、学校、クリニック等</p>	<p>・企業・団体等への手話講師等派遣（再掲） 〔愛知県聴覚障害者協会委託〕 行政、企業、学校、クリニック等</p>	<p>・企業・団体等への手話講師派遣 〔愛知県聴覚障害者協会委託〕 行政、企業、団体等</p>
第13条（調査の実施）					
<p>・県は、施策の策定及び実施に必要な情報の収集等の調査を行うよう努める。</p>		<p>・先進事例の視察（7月大阪ろうあ会館） ・県内障害者アート展覧会の開催情報収集（4月～）及びあいちアールブリュットのホームページ、フェイスブック、ツイッターでの情報発信（6月～） ・明生会館の情報発信の検討調査（7月）</p>	<p>・県内障害者アート展覧会の開催情報収集及びあいちアールブリュットのホームページ、フェイスブック、ツイッターでの情報発信</p>	<p>・県内障害者アート展覧会の開催情報収集及びあいちアールブリュットのホームページ、フェイスブック、ツイッターでの情報発信 ・次期障害者計画の策定に向けた基礎調査を実施（令和元年10月11日から11月22日まで）（再掲）</p>	<p>・県内障害者アート展覧会の開催情報収集及びあいちアールブリュットのホームページ、フェイスブック、ツイッターでの情報発信</p>